

## 倉敷市立 児島小学校 いじめ問題対策基本方針

### いじめに関する現状と課題

本校においていじめが確認された場合、解決に向けた組織的な取り組みをただちに行うものとする。双方からの話を聞き取りながら事実確認を行うとともに、職員間で情報を共有する。また、そもそもいじめが起らないようにするために、集団に対し、思いやりや助け合いの心を醸成する指導を継続的に行う。さらに、教職員に対しても、連絡会や職員研修の充実を図ることで、いじめの未然防止に努めるとともに、早期発見、適切な対応を目指した取り組みを進めている。

### いじめ問題への対策の基本的な考え方

学校をあげた取組の継続と、いじめ防止等の対策を行う。これまでの取組の一つ一つをさらに充実させ、「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうるもの」という危機意識のもと、児童の自己有用感や自己肯定感を得られる学校づくりを推進する。

〈重点となる取り組み〉

- ・すべての児童が授業に参加し、活躍できる授業づくり。自己有用感や充実感が得られる学級づくり
- ・全校で人権について考え取り組む「人権週間(なかよし週間)」
- ・一人ひとりの子どもたちの課題を直接話すことでつなぐ「個別相談」の充実
- ・児童への「情報モラル」教育と、保護者・教職員を対象にした情報モラルに関する研修会の開催
- ・生徒指導上の情報を定期的に交換する校内の「情報共有体制」の活用

#### 保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・PTA 総会や学校便り等を通じて、学校におけるいじめ問題への取組について保護者や地域への理解を得ると共に、PTA 研修会等を活用して意見交換や協議の場を設け、取組の改善に生かす。
- ・インターネットやスマートフォンを通してのいじめ問題や正しい使い方について啓発のための研修会を実施する。
- ・学校便りやPTA 会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を紹介し、活用を促す。

#### 学 校

##### いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

年9回(緊急を要する場合には臨時のいじめ対策委員会を行う)

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

直後の職員会議、緊急の場合は終礼等で伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

・校外 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

・校内 校長・教頭・生徒指導主事

養護教諭・担任

全 教 職 員

#### 関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・県教育委員会 市教育委員会

〈連携の内容〉

・ネットパトロールによる連携

〈学校側の窓口〉

・教頭

〈連携機関名〉

・児島警察署 学校警察連絡室  
通級指導教室 適応指導教室  
児童相談所 子ども相談センター  
市福祉課 青少年を育てる会  
主任児童委員 医療機関

〈連携の内容〉

・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

・教頭 生徒指導主事

### 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・児童のよさや強みに視点を置き、それを児童に返すポジティブな行動支援に基づく指導によって、すべての児童が自己有用感、自己肯定感をもつことができる学校・学級づくり・授業づくり
- ・基本的生活習慣の向上や規律の保持
- ・「人権週間(なかよし週間)」の内容の充実
- ・児童への「情報モラル教育」の実施と保護者・教職員を対象にした情報モラルに関する「研修会」の開催

② 早期発見

- ・児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を共有する。気になる変化や行為について5W1Hをメモに取るようにする。学年会の充実(木曜日に設定)担任以外の教師(養護教諭・専科など)との情報の共有。
- ・一人ひとりの子どもたちの課題を直接話すことでつなぐ「個別相談」の充実。  
特設個別相談を年2回実施する。いじめに関するアンケートを行う。児童から気軽に相談することのできる人間関係を築き、必要に応じて個人面談を行う。
- ・生徒指導上の情報を交換する定期的な校内の「情報共有体制」の活用。

③ いじめへの対処

- ・生じた事案に対しては、被害を受けた児童への速やかな支援を最優先としながら、関係する保護者、加害児童、いじめに向かわせた要因の分析と解決に向けた働きかけを行う。
- ・担任だけでなく、いじめ対策委員会が組織としても対処し、再発防止に努めると共に、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりへとつなげていく。
- ・重大な事案については、学校長の判断、指示のもと、全校をあげて対応する。

【様式2】

倉敷市立 児島小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

平成31年度

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	職員会議 基本方針と指導計画の 確認	前学年からの引き継ぎ 本校の基本方針を職員で共有		発生事案への対処(随時)
5月	生徒指導部会① いじめ対策委員会			
6月	生徒指導部会② いじめ対策委員会	第1回なかよし週間 学級集団づくり「友達を知ろう」	個別相談週間 いじめ実態把握アンケート 担任による教育相談	個別相談の結果の検証 必要に応じて対処
7月	生徒指導部会③ いじめ対策委員会	SNSアプリ等を用いたネットいじめ に関する研修(高学年)	保護者面談 必要に応じて教育相談	
8月	PTA・職員研修 ネットいじめ			
9月	情報モラル教育の実施 生徒指導部会④ いじめ対策委員会	保護者啓発のPTA人権教育研修		
10月	生徒指導部会⑤ いじめ対策委員会	第2回なかよし週間 かけがえのない自分・仲間 「自分を知ろう」 教育講演会	個別相談週間 いじめ実態把握アンケート 担任による教育相談	個別相談の結果の検証 必要に応じて対処
11月	生徒指導部会⑥ いじめ対策委員会			
12月	生徒指導部会⑦ いじめ対策委員会		保護者面談 必要に応じて教育相談	
1月	生徒指導部会⑧ いじめ対策委員会		いじめ実態把握アンケート 必要に応じて教育相談	
2月	学校評議委員会 1年間の取組の反省 生徒指導部会⑨ いじめ対策委員会 取組の検証・修正			
3月		次学年への引き継ぎ事項のまとめ		

※いじめ対策委員会については、月例のものに加え、必要に応じて臨時に開くものとする。

年間を通して行う取組

毎週2回の終礼での情報交換と必要な事案に対する速やかな対処。日々の教職員の研修による問題解決型の授業の創造や個別支援等により「学習に対するストレス」の軽減、学級や学年等の人間関係を大切にした集団づくりなど、児童の自己有用感や自己肯定感を得られる学校づくりを推進する。